

第95号

平成20年10月

子育て施設課

電話 0823-25-3144

ほけんだより



子どもの目を守りましょう

10月10日は『目の愛護デー』ですが、これは10・10を横にしてみると目と眉の形によく似ていることから、この日に決めたとされています。

子どもの健康を守るのは親の責任のうちですが、母子保健法では、主に6ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児の健康診査が保健所で行われます。その中には目に関する問診項目がいくつかありますが、それぞれの問診項目と眼疾患・眼異常の関係は、次の通りです。

問診項目	予想される眼疾患・眼異常
瞳が内側に寄る	内斜視
目が横にずれる	外斜視
まぶしがる	先天緑内障, 内反症, 角膜混濁, 外斜視 白子眼, 無虹彩
目を細める テレビを近くでみる	弱視・屈折異常
めやに・涙が出る	内反症, 先天鼻涙管閉塞症, 結膜炎
目の大きさ・形がおかしい	小眼球, ぶどう膜欠損, 眼瞼下垂, 先天緑内障
瞳が白くみえる	網膜芽細胞腫, 先天白内障, 未熟児網膜症 第1次硝子体過形成遺残
目が揺れる	眼振, 小眼球, 先天白内障
片目を隠すと嫌がる	弱視, 片眼視力障害

この中で、一番多いのは『弱視・屈折異常』で、特に強い遠視や乱視のために視覚の発達をさまたげる屈折異常弱視や不同視弱視は早期発見・早期治療が必要です。

治療の一つは、めがねをかけて物を『くっきりと見る』ことです。このめがねは大切に、寝ている時とお風呂の時以外は常にかけておくことが治療となります。また良い方の目を眼帯（アイパッチ）で隠して、悪い方の目だけを使う時間を作る治療もあります。

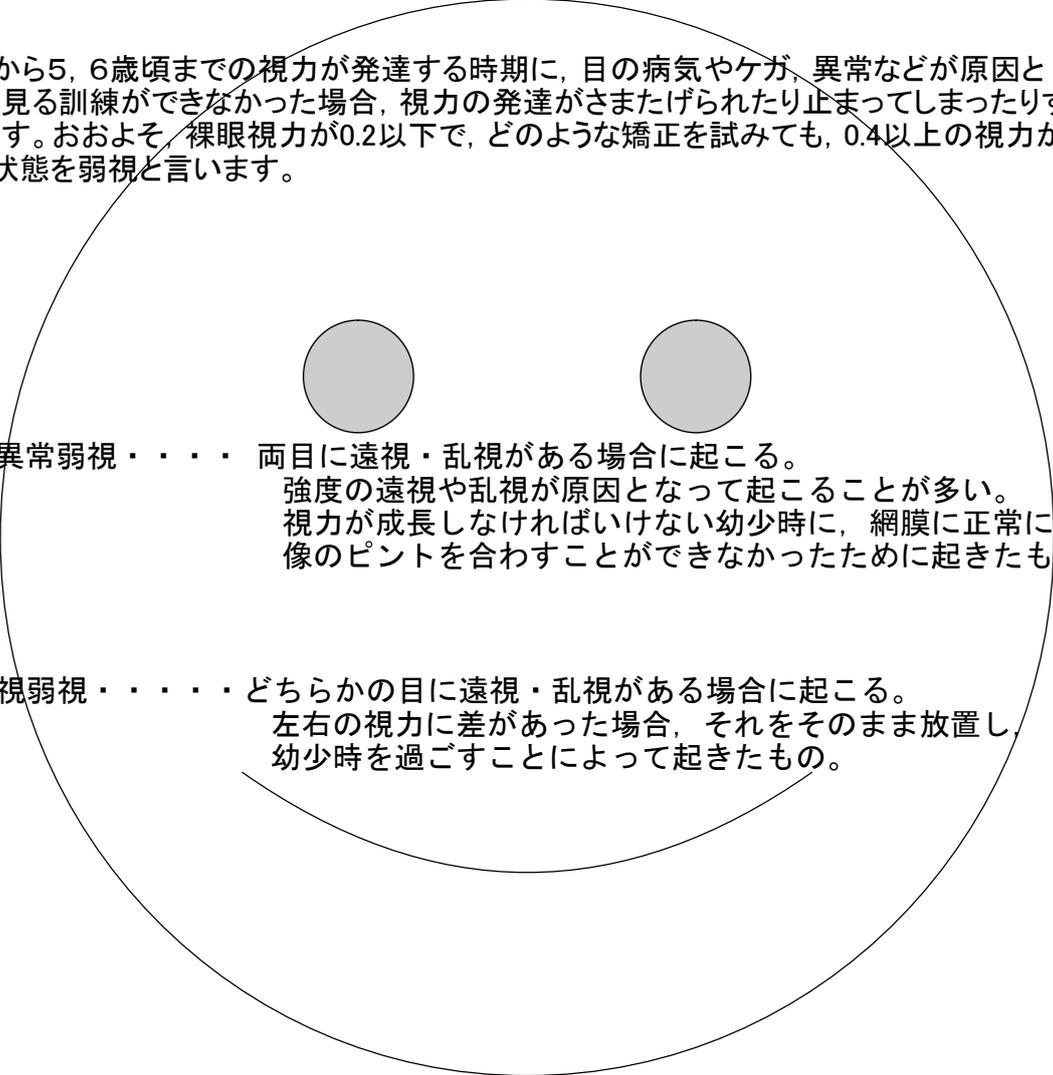
このように、たくさんの目の先天異常や子どもの視覚発達をさまたげる病気がありますので、一つでも気になる項目があれば、子どもの目を守るために、眼科での専門的な検査が必要です。

その他の病気でも、早期発見して適切な治療を行えば、視覚がきちんと発達するものも、たくさんありますので、親の責任としてきちんと健康診査を受けましょう。

【弱視】とは？

生まれてから5, 6歳頃までの視力が発達する時期に、目の病気やケガ、異常などが原因となって、物を見る訓練ができなかった場合、視力の発達がさまたげられたり止まったりすることがあります。おおよそ、裸眼視力が0.2以下で、どのような矯正を試みても、0.4以上の視力がでない目の状態を弱視と言います。

原因

- 
- 屈折異常弱視・・・両目に遠視・乱視がある場合に起こる。
強度の遠視や乱視が原因となって起こることが多い。
視力が成長しなければいけない幼少時に、網膜に正常に、像のピントを合わせることができなかったために起きたもの。
 - 不同視弱視・・・どちらかの目に遠視・乱視がある場合に起こる。
左右の視力に差があった場合、それをそのまま放置し、幼少時を過ごすことによって起きたもの。

ほけんだよりは、呉市のホームページでもご覧になることができます。

アドレス <http://www.city.kure.lg.jp/~kodosise/hoken.html>